

『子ども手当』の現況届は6月30日までに提出を!!

子ども手当を受給されている方は、毎年6月中に現況届の提出が必要です。

この届は、引き続き受給資格があるかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がないと6月以降の子ども手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また添付書類等の不備の場合は、子ども手当を一時差し止めすることもありますのでご注意ください。現況届の用紙は、6月10日(木)までに発送予定です。内容を確認のうえ、6月30日(水)までに市役所または坂野・立江の両出張所に来庁のうえ提出してください。なお、郵送で返送される場合は書類などに不備があれば必要となりますので、電話番号を忘れず記入してください。

【持参するもの】

- ① 現況届
- ② 受給者(申請者)が厚生年金または共済年金に加入している場合は、年金加入証明書または健康保険被保険者証(受給者のもの)の写しなど。
- ③ 受給者(申請者)と児童の住所が別の場合は、児童を含む住民票の謄本および別居監護申立書(住民票がともに小松島市内の場合、住民票の謄本は不要です。)
- ④ 印鑑(朱肉使用)

諸事情により現在子ども手当を受給されていない方には、現況届の用紙は送付されませんので、市児童福祉課までご相談ください。

【提出締切日】平成22年6月30日(水) 必着

【提出先】市児童福祉課または坂野・立江の両出張所

原則として4月、5月に新規申請、額改定申請をしていただいた方は現況届の提出は不要ですが、現況届が届いた方は申請が必要です。

お問い合わせは、市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114)まで。

公立保育所子育て支援事業 「みんなのひろば」開催日程

〜登録されている皆さんへのお知らせ〜

◆横須保育所 6月16日(水)、7月8日(木)、7月21日(水)

午前9時30分から午前11時まで

◆坂野保育所 6月9日(水)、23日(水)、7月14日(水)

午前9時30分から午前11時まで

親子で楽しく
ふれあう場



親子でふれあい楽しく子育てしていきましょう。
なお、「みんなのひろば」は登録制となっています。施設の受け入れ可能な人数を超えましたので、受け付けを終了しています。ご了承ください。

小松島市市政モニター員 募集のお知らせ

〜気軽に参加できるイベント参加型のモニター制度〜

市では、市民参加型の市政を推進するため、市民の皆さんの意見を聴き、市民生活の向上および市民の世論を市政に反映することを目的として「小松島市市政モニター制度」を実施しています。

【募集人員】40人(一般公募)

【応募資格】小松島市内に在住で次の各項目に該当される方。

●平成22年4月1日現在18歳以上の人。

●国家公務員または地方公務員その他の公職に就いていない人。

【制度の内容】

●市主催イベントや会議等に参加して、気付いた点を意見書に記入して随時提出する。

●年1回程度開催される全体会議に出席し意見交換を行う。

●市政に関するアンケートがあれば回答する。

●期間中に1回程度行われる施設見学会に参加する。

【モニター期間】平成22年8月1日から平成24年7月31日までの2年間。

【応募方法】所定の応募用紙(市役所1階総合案内・ミリカホール・市立図書館・坂野出張所・立江出張所に配置。ホームページからダウンロードもできます)にご記入のうえお申し込みください。

【申込期限】平成22年7月2日(金)まで。当日消印有効。

応募多数の場合は、選考により決定いたします。なお、選考結果は応募者の方に通知いたします。

お申し込み、お問い合わせは、市秘書人事課広報担当(〒773-18501 小松島市横須町1番1号 市役所2階 ☎32・3812)まで。